

## 農業労働力確保緊急支援事業について

**【高橋議員】**農業労働力確保緊急支援事業の対象期間は令和2年末までとなっていますが、コロナの状況は改善しておらず、逆に再び拡大をしています。これまで以上に外国人技能実習生等の円滑な入国の見通しが立っていないことから、支援事業の継続が必要と考えますが、農水省の見解をお伺いします。

**【光吉一経営局長】**新型コロナの拡大によって、入国制限などがあり、人手不足が懸念される地域があるという状況に鑑み、人材の募集、マッチングなど代替人材の掛けり増し経費について、農業労働力確保緊急支援事業により支援しています。今後については、国際的な人の往来の状況などを注視しながら、事業の必要性について検討していきます。

## スマート農業について

**【高橋議員】**スマート農業という言葉から、集積、集約によって大規模化が進んだ圃場を耕作するロボットトラクターや高度な環境制御技術が導入された農業用ハウス、植物工場といったイメージを抱きます。しかし、我が国の農業はそれだけではありません。中山間地域を含む多様な環境において行われている農業にも導入できるスマート農業が必要です。現時点におけるスマート農業全体の課題と、中山間地域を含む小規模家族経営の農業者に対するスマート農業導入の支援策について、農水省の考えをお伺いします。

**【宮内秀樹農林水産副大臣】**スマート農業について、農業機械費の増大やインフラ面の整備等の課題が明らかになってきたことから、スマート農機のシェアリングや作業の受託を行う農業支援サービスの育成、スマート農業に適した農業農村振興の推進を図る予算を要求しています。さらに、水田作と比べて技術の開発が遅れている野菜、果実作においても、その大部分を家族経営が占めている実態があります。今後、野菜、果実の収穫ロボットや傾斜地にも対応できる草刈りロボットなど、農業者にとって使い勝手の良い技術開発と現場実装に努めています。

## 参議院議員 高橋 克法(たかはし かつのり)プロフィール

- 昭和32年12月 7日 栃木県塩谷郡高根沢町生まれ
- 栃木県立宇都宮東高等学校を経て、明治大学法学部法律学科卒業
- 昭和56年 4月 日本電子工業株式会社(北総警グループ)入社
- 昭和60年～ (故)岩崎純三参議院議員  
公設第二,第一,政策担当秘書
- 平成 8年12月 栃木県議会議員当選
- 平成10年 8月 高根沢町長当選 連続4期15年間在職
- 平成19年 6月 栃木県町村会会长に就任
- 平成25年 7月 参議院議員初当選(栃木選挙区)
- 平成29年 8月 国土交通大臣政務官に就任
- 平成30年10月 参議院自由民主党 政策審議会副会長に就任
- 令和元年 7月 参議院議員2期目当選
- 令和元年 9月 参議院自由民主党 国会対策副委員長  
法務委員会理事(与党筆頭)に就任
- 令和2年 9月 自由民主党 副幹事長(党本部・参議院兼任)に就任
- 令和2年10月 参議院運営委員会理事(次席)に就任

### ～現在の主な役職～

#### 【国会】

- 議院運営委員会 ..... 理事(次席)
- 農林水産委員会 ..... 委員
- 政府開発援助等に関する特別委員会 ..... 委員
- 国民生活・経済に関する調査会 ..... 委員

#### 【党】

- 自由民主党 副幹事長(党本部・参議院兼任)
- 自由民主党 法務部会 副部会長

#### 【議員連盟】

- 町村の振興を考える会 ..... 事務局長
- CLTで地方創生を実現する議員連盟 ..... 副会長

## ★克友会 ご入会のお願い★

平素より参議院議員 高橋克法の政治活動に対しまして、深いご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。  
高橋克法の政治活動を支えるための組織「克友会(かつゆうかい)」への新規入会、更には入会者をご紹介頂ければ幸いです。何卒、宜しくお願ひ申し上げます。

克友会の年会費は1口 10,000円からとなっております。  
ご入会にご賛同いただける方は、申込書をお届け致しますので、  
高橋かつのり事務所までご連絡頂ければ幸いです。

お振込先	金融機関: 足利銀行 宝積寺支店
	口座番号: 普通 5018216
	口座名: 自由民主党栃木県参議院選挙区第二支部 支部長 高橋克法

※尚、直接お振込頂いた方は、お手数お掛けしますが、高橋かつのり事務所までご連絡下さいよう、よろしくお願ひ致します。

## 高橋かつのり事務所

**高根沢事務所** 〒329-1232 栃木県塩谷郡高根沢町光陽台1-1-2  
サンビルシティ1階

TEL 028-675-6500/FAX 028-675-4822

**国会事務所** 〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1  
参議院議員会館324号室

TEL 03-6550-0324/FAX 03-6551-0324



## 高橋かつのり 公式facebookページ

f ぜひともご覧ください!!

# 一緒に懸命

## —新年を迎えて—



皆様方におかれましては、清々しい新春をお迎えのことと衷心よりお慶び申し上げます。旧年中は格別なるご支援を賜り誠にありがとうございました。深く感謝申し上げます。

昨秋の菅内閣発足により、自由民主党副幹事長(党本部・参議院兼任)を拝命、臨時国会からは議院運営委員会次席理事、農林水産委員会委員、ODA特別委員会委員、国民生活・経済に関する調査会委員として仕事の場を頂きました。とくに、議長直属の委員会である議院運営委員会では、院の運営や国会法及び院の諸規則に関する事項、議長の諮問に関する事項、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会に関する事項、国立国会図書館に関する事項を所管、理事会では院の最高意思決定機関である本会議の開会や運営方法等を協議しております。自分は「縁の下の力持ち、雑巾掛け」のような仕事が天職です。以前、務めさせて頂いていた国会対策副委員長もそうでしたが、与えられた職責はまさに「天の配剤」。新型コロナウイルス対策や経済対策、外交問題など課題は山積みですが、泥まみれになる覚悟で職務を全うして参ります。

**自由民主党副幹事長 議院運営委員会理事**

**参議院議員 高橋 克法**

## ～命を守るために戦い!新型コロナウイルスの時代をどう生き抜くか～

今日、新型コロナウイルス感染症の流行がもたらした多くの問題・課題により、日本全体が将来を見通せない不安な時代を迎えています。我が国はこの危機を乗り越えなければなりませんし、乗り越えられる力を持っています。

このコロナ禍の中で国民の皆さんに抱えている不安は4つに大別できます。一つ目は、今後、新型コロナウイルスを抑え込むことができるのか。二つ目は、この状況が続けば経済や雇用はどうなるのか。三つ目は、大規模な財政出動が続くが、日本の財政は大丈夫か。四つ目は、ポストコロナの世界はどうなるのか、自分はその世界に対応できるのか、という不安です。

最初に、コロナの抑制について申し上げると、現在、確実にワクチンや特効薬の開発が進んでおり、しかし、これが万能なものか否かについては現段階で確実な回答はできません。感染者全員に対する有効性はすぐには分からぬいためです。効く方がいる一方で、効かない方もいる、その状況下で試行錯誤しながら、より良いワクチンや薬の開発を目指すという方向に進まざるを得ないと思います。

こうした医薬品開発のための支援は強力に推し進めていく必要がありますが、しっかりととした検査体制の拡充、病床の確保や軽症者・無症状者の受け入れ施設の拡充を図っていくことなど、確実なことを推し進めていくことも緊要です。

医学的な絶対条件として、検査体制の拡充を進め、一人でも多くの感染者を探し出し、その方々を病院に収容して隔離し、感染拡大を防いでいくことが挙げられます。感染者の実態をみると、8割の方は無症状、軽症者ですが、自分は自宅隔離には反対しています。なぜかと言えば、症状がない場合、罹患者は外出をしかねません。従って、ホテルや県有施設を使いながら、隔離措置を徹底すべきです。それにより、中等症や重症の方に医療資源を集中することが可能となり、医療崩壊を防ぐことができます。

## 第8号

### 高橋克法国政報告

2021年1月 発行

高橋かつのり

後援会総連合会

自由民主党栃木県

参議院選挙区第二支部

栃木県塩谷郡高根沢町

光陽台1-1-2

TEL 028-675-6500

FAX 028-675-4822

一方、医療機関の経営は深刻な状況に陥っているのも事実です。感染拡大防止対策のための負担増や受診控え等の影響を受け、多くの医療機関が赤字となっています。医療現場に対しては既に約3兆円の予算を投じましたが、実態をよく把握して更なる財政支援を行わなければなりません。

さらには、この度のコロナ禍において指摘されたのは、国の機関である国立感染症研究所と地方自治体の機関である保健所の連携を進めていく必要性です。今回のような緊急事態では、国と自治体が一体となって感染症の危機管理体制を作らなければならないと思いますので、今後もしっかりと取り組んで参ります。

また、諸外国が行ったロックダウンといった対応は日本では行うことはできません。日本国憲法には緊急事態条項がありませんので、ロックダウンに関する法制化を進めようすれば、「憲法違反だ」という声が上がるるのは明白です。そのため、緊急事態に対応するための措置をどういう方向で形作るのか、整理をしておく必要があります。緊急事態条項は多くの国の憲法に規定されており、最善は改憲によって日本国憲法に取り入れることだと思いますが、憲法改正については一部野党が議論にすら応じていない状況です。平時ではこうした議論が遅々として進みませんが、今だからこそ、我々は本気で取り組んでいく必要があります。

次に、経済や雇用に関しては、これまで持続化給付金や家賃支援給付金、中小企業・小規模事業者への無利子無担保融資などの支援策を実施し、雇用維持・事業継続に努めてきました。さらに、地方創生臨時交付金などの施策により、地域経済や住民生活の下支えを図っていましたが、このような緊急事態下では、現場で混乱が生じることは否定できません。そのようなときは、自分も含めた政治家に実情を訴えてください。混乱を是正していくのが政治家の仕事であり、責務です。

日本の財政不安に関して申し上げると、今回のコロナ禍で日本の国債発行総額は2020年度当初予定よりも99.8兆円増加しました。すでに国・地方合わせてGDP比で2倍の借金をしていますが、自分は現時点ですぐに日本の信用が落ちることには繋がらないと考えています。インフレ率が異常に高まってきた時に財政と金融を適宜調整していく、つまり、従来のプライマリーバランスではなく、インフレ率を新たな物差しとして考える必要があります。

また、コロナ収束後の増税は必ず阻止しなければなりません。需要が落ち込んでいるところへの増税は、更なる需要の冷え込みという負のスパイラルに陥る一番の要因です。国民の命と暮らしを守るためにも、党内でしっかりと声を上げて参ります。

最後に、ポストコロナの世界についてですが、既に社会の不可逆的な変化が始まっています。テレワーク、オンライン教育、オンライン診療、東京一極集中の是正など、今まで課題とされながら遅々として進まなかつたことが、皮肉なことにコロナ禍において一気に前へ進みました。これらの課題への取組が進む一方、様々な課題も見えてきましたが、重要なのは国民の中で混乱が生じないようにすることです。とくに地方に関してはノウハウも財政も不足しがちなので、こうした取組への支援策を経済対策の中にしっかりと入れていくことが大きな課題の一つと言えます。

改めて、医療従事者とそのご家族におかれでは、国民の皆様のためにご尽力頂き、心より敬意を表します。一方、大変遺憾なのは、昨今、感染者や医療従事者、そのご家族に対する偏見・差別が社会問題化していることです。感染者や弱者の方の不安に寄り添い、守っていくという姿勢を国が鮮明にすること、感染者や医療従事者に対する差別・偏見はやめようというメッセージを示していくことも緊要です。こうした思いを多くの方が共有できるようにと、愛媛県で「シトラスリボン運動」という素晴らしい取組がスタートしましたが、今日では栃木県にもその「種」が飛来し、有志の皆様が県全体にその輪を広げてくれています。

「100年に一度の国難」に直面している今だからこそ、日本人の美しい心を忘れないようにしたい、そのようなことが当たり前の社会を創っていくためにも、自分は粉骨碎身、働いて参る所存です。

## ～日本の農業を守り抜く！～

令和2年11月24日(火)  
農林水産委員会にて質疑

## 食料安全保障の観点に立った我が国の中政策

【高橋議員】2001年7月、当時のブッシュ米国大統領がホワイトハウスで農業者に対して行った演説の中で述べた次の文言を私は今でもはっきり覚えています。「自らの国民を食べさせるに足る食料を生産できないような国を想像できようか。そんな国は、国際的な圧力に従属する国、危機に直面した国となってしまうだろう。」この発言は、我が国を暗示しているように感じます。今回の米の需給緩和という現実

を受けて、改めて国が生産調整に関する仕組みへ政策を見直すべきとの声も上がっており、私自身も十分に検証していく必要があると思っています。食料安全保障の確保という長期的な視点に立って、改めてこれまでの米政策を検証すべきと思いますが、大臣の見解をお伺いします。

【野上浩太郎農林水産大臣】今後とも国内の消費拡大や輸出拡大の取組を進めつつ、自らの経営判断による需要に応じた生産、販売を着実に推進していくことが基本であり重要と考えます。このため、国としては、例えば、事前契約あるいは複数年契約による安定取引の推進や、水田フル活用による麦、大豆、飼料用米など需要のある作物や主食用米以外の米への転換に対する支援、各県の地域再生協議会等に対するきめ細かな情報提供などをを行い、生産者、産地がその消費者、実需者のニーズを的確につかんで、どのような水田農業を進めていかをしっかり判断できる環境を整えていきます。

【高橋議員】現在の米需給の緩和という危機的な状況を乗り切るために、いろいろな対策が求められています。その中でも即効的なものは、水田活用の直接支払交付金の充実強化だと思います。これが本来の目的をしっかりと果たせば、需給を締めて再生産可能な米価が維持でき、米以外の品目の自給率を上げることができます。しかし、主食用米を作付けた場合との手取り格差を埋めるためにはまだ交付金の水準が不十分であるという声がたくさん聞こえています。交付単価の底上げや追加の加算措置など思い切った対策をしなければならないと思いますが、大臣のお考えをお伺いします。

【野上農水相】令和3年度予算概算要求では、交付金の基本的な枠組みは維持しつつ、前年度と同額の3,050億円を要求しています。加えて、麦・大豆増産プロジェクトの推進のための予算を新規要求しているほか、2年度と同様に、水田における野菜や果樹などの導入を支援する予算を要求しており、しっかりと確保していきたいと思います。令和3年産の主食用米の生産量を693万トンとする見通しを示しましたが、主食用米の大幅な削減が必要となることから、どのような対策を講ずることができるか、財政当局ともしっかりと議論、検討していきます。

## 経営継続補助金について

【高橋議員】経営継続補助金の事業実施期間、納品支払期限は、納品の遅れなどやむを得ない場合には令和3年2月28日まで延長可能ですが、実際には、メーカーの都合によって納品が同日までに間に合わないケースが多く発生しています。期限の延長が必要と考えますが、農水省のご見解を伺います。

【農林水産省 光吉一経営局長】経営継続補助金の第1回公募で採択された方には、令和2年12月末までに機械などの購入、支払を終えて、この期限内に事業完了ができるようにしていただくことが基本と考えております。しかしながら、機械の納品が間に合わないという声も聞いており、こうしたやむを得ない事情がある場合は、令和3年2月末までの延長を可能としたところです。さらに、令和3年2月末までの納品も難しいケースもあるとの声も聞かれます。このため、機械メーカーなどに対して円滑な供給に向けた協力要請を行うとともに、今後、農林漁業者に対して事業完了の見通しの調査を行うなど、現場の実態を丁寧に把握しながらきめ細やかな対応をしていきます。

## 高収益作物次期作支援交付金について

【高橋議員】高収益作物次期作支援交付金は、当初想定していた以上の申請があり、途中で運用改善が行われ、また、これに対して追加措置も講じられましたが、混乱が収まったとは言えない状況です。追加措置も含めて十分な予算の確保が必要だと思いますが、ご見解を伺います。

【農林水産省 水田正和生産局長】高収益作物次期作支援交付金は、減収を要件としていたことから、中には減収していない品目の申請も含まれていました。そのまま交付金を支払うことになれば、新型コロナの影響を受けていないのに交付金が支払われることにもなりかねないことから、運用を見直すこととし、減収のあった品目を対象として、減収額を超えない範囲で交付金を支払うこととしたしました。また、この運用の見直し前に交付金を見込んで機械や資材の投資を行った農業者の経営に影響が生じないように、追加措置を講ずることとしたしました。結果、関係者に負担を掛けることになり、誠に申し訳なく思いますが、ご理解いただけるよう丁寧に説明するとともに、追加措置を含めて追加の財政措置が必要な場合には、令和2年度第3次補正予算において、しっかりと確保していきたいと考えています。



農林水産委員会にて質疑